

宗像市学校給食審議会委員名簿(案)

任期:平成22年7月1日～平成24年6月30日

区分	氏名	役職名
知識経験を有する者	沖田 卓雄 (再任)	福岡教育大学大学院研究科長
宗像市立学校の校長の代表	久家 房子 (再任)	南郷小学校長
	大庭 多美枝 (新任)	吉武小学校長
	脇田 哲郎 (新任)	玄海東小学校長
	井ノ口 真一 (新任)	城山中学校長
	高原 康吉 (新任)	河東中学校長
宗像市立学校の保護者の代表	千本木 彩子 (新任)	赤間西小学校
	松井 裕子 (新任)	河東西小学校
	赤星 薫 (新任)	自由ヶ丘小学校
	野中 雅恵 (新任)	日の里中学校
	田中 賢一郎 (新任)	中央中学校

○宗像市学校給食審議会規則

平成20年3月31日
教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市学校給食審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、11人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 宗像市立学校の校長の代表
- (2) 宗像市立学校の保護者の代表
- (3) 知識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育部学校管理課において処理する。

(平21教委規則5・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(宗像市学校給食共同調理場運営委員会規則及び宗像市学校給食運営委員会規則の廃止)

2 宗像市学校給食共同調理場運営委員会規則(平成15年宗像市教育委員会規則第20号)及び宗像市学校給食運営委員会規則(平成15年宗像市教育委員会規則第21号)は、廃止する。

附 則(平成21年12月24日教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。